

○専修大学校友会役員選任規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学校友会会則（以下「会則」という。）第11条の規定に基づき、校友会役員（以下「役員」という。）の選任に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 役員候補者を選出するため、校友会に校友会役員推薦委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、幹事会において選任された次の委員をもって組織する。

(1) 副会長のうちから3名

(2) 顧問、相談役及び参与のうちから各1名

(3) 執行部会のうちから3名

(4) 幹事のうちから3名

(5) 代議員のうちから3名

2 委員会の委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。ただし、委員長に選ばれた者は、会長の候補者になることはできない。

3 委員の任期は、役員改選の議事がある代議員会の開催日の2箇月前に当たる日から総会において役員選任の報告を終える日までとする。

(業務)

第4条 委員会は、会則第10条に規定する役員の候補者を選出する。

2 委員会は、前項の役員の候補者を選出したときは、その候補者の名簿を作成し、幹事会の承認を得て代議員会にこれを提出する。

3 委員長及び副委員長は、会長の要請により役員改選の議案が上程される幹事会に出席することができる。

(役員候補者の選任基準)

第5条 委員会は、次の各号の区分により、代議員の候補者を選任する。

(1) 校友会の各支部等から支部長を含み推薦された者 若干名

(2) 石巻専修大学及び専修大学北海道短期大学のそれぞれの同窓会（以下「同窓会」という。）から推薦された者 若干名

(3) 学校法人専修大学及びこの会に功労がある者で、会長、副会長若しくは幹事又は顧問、相談役若しくは参与から推薦されたもの 若干名

2 委員会は、次の各号の区分により、幹事の候補者を代議員の中から選出する。

(1) 地域支部 北海道・東北、関東、中部・東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄及び海外の区分ごとにそれぞれ若干名

(2) 職域支部 各1名

(3) 卒業年次支部 各 1 名

(4) 同窓会 各 2 名

(5) この会に顕著な功労のあった者 若干名

3 委員会は、地域支部、職域支部、卒業年次支部及び同窓会の区分により、副会長の候補者を選出する。

4 会長、副会長及び事務局長に選出された者のうち、幹事及び代議員の地位に就いていない者は、その地位に就く。この場合において、幹事の地位に就く期間は、会長、副会長又は事務局長の在任中とする。

5 顧問、相談役又は参与を委嘱された者のうち、代議員の地位に就いていない者は、その地位に就く。

6 親善大使を委嘱された者のうち、代議員の地位に就いていない者は、その地位に就く。

7 執行部会の各部の部長又は副部長を委嘱された者のうち、代議員の地位に就いていない者は、その地位に就く。

8 各支部の支部長に就任した者のうち、代議員の地位に就いていない者は、その地位に就く。

(運営)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がこれを代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、賛否同数のときは、議長が決する。

5 委員会の議事及び運営内容等は、ほかに公表しない。

(役員候補者の欠格条項)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、役員の候補者となることができない。

(1) この会の事業又は支部活動への協力度が低い者

(2) 役員であって、会議への出席率が低く、又は役員としてこの会への貢献の度合いが低いもの

(規程の改廃)

第 8 条 この規程は、会長・副会長会の発議により、代議員会において出席者の 3 分の 2 以上の同意をもって改廃することができる。

附 則

この規程は、平成 2 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 5 月 28 日から施行する。

代議員選出規程 廃止

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 20 年 5 月 17 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の規程により、この会の代議員として選出されている者については、改正後の規程により選出された代議員とみなす。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 23 日から施行する。